

中央環境審議会地球環境部会への
「低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会」の設置について
(案)

平成30年1月 日
地球環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第9条第1項に基づき、地球環境部会に置く専門委員会について次のとおり決定する。

平成18年9月13日付の地球環境部会決定（平成26年11月18日付け一部改正）を改正するものである。

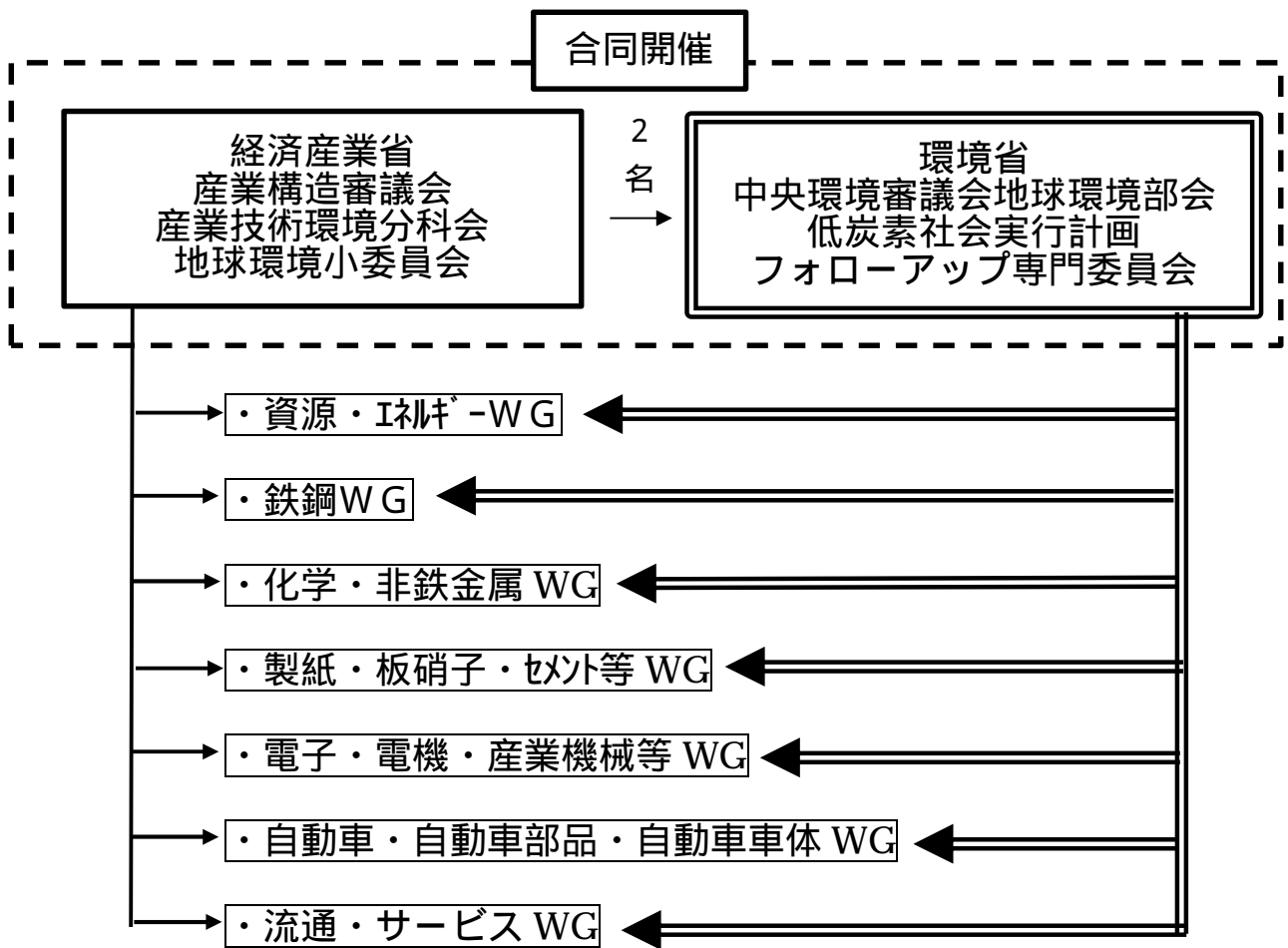
- 1 議事運営規則第9条の専門委員会として「低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会」を設置する。
- 2 低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会は、低炭素社会実行計画に参加している各業種の目標達成状況、対策技術導入効果、国際比較等及び政府実行計画の実施状況について技術的専門的観点からの調査を行う。
- 3 低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。

(参考)体制

(1) 低炭素社会実行計画フォローアップ

環境省中央環境審議会地球環境部会に委員14名程度からなる低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会を設置。産構審の7つのワーキンググループへ、中環審のフォローアップ専門委員会からそれぞれ適切な専門性を有する2名の委員が参加。産構審からも中環審のフォローアップ専門委員会へ同様に参加。

経済産業省の産業構造審議会産業技術環境分科会地球環境小委員会と、環境省の中央環境審議会地球環境部会低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会との合同開催においてフォローアップ全体をとりまとめる。



(2) 政府実行計画の実施状況調査

低炭素社会実行計画フォローアップ専門委員会において、政府実行計画の実施状況の調査を行う。